

JICA 中国事務所ニュース

(2005 年 7 月号)

1. JICA 及び JICA 事業に関する最近のトピック

(1) 黄河中流地域保全林造成計画完工式が行われる



無償資金協力「黄河中流域保全林造成計画」プロジェクトの完工式が 6 月 25 日寧夏回族自治区の銀川で行われました。

2001 年 10 月に始まった本プロジェクトでは、銀川の陶楽県、塩池県、靈武県という自然条件の異なる地域でモデル保全林を造成するとともに、植林技術や保全林の維持管理技術の研究と普及を行ってきました。これらの地域は、砂漠化の進行が激しく、風食、風砂による農牧業及び地域住民の生活への被害も深刻で、経済発展が著しく阻害

されていました。また、大量の砂の移動、乏しい降水量、塩類集積等から、植林は技術的に容易ではありませんでした。

しかし、今日まで 4 年間、日中の専門家が様々な議論と工夫を重ねてこれらの困難を乗り越えてきた結果、流動砂丘を固定させ、4,281ha ものモデル林を造成することに成功しました。植生の回復により、土砂の飛散量が抑制され、環境の改善に大きな役割を果たしました。また、工事実施による雇用機会の拡大と植生環境の改善に伴う牧畜業の発展により、地元住民の所得が向上し、生活条件も改善されました。

今後は、本プロジェクトが砂漠地域の植生回復を目指すモデルとしての役割を果たし、プロジェクトサイトにおける見学や研修等を通じて、プロジェクトの成果や実施経験が中国の関係行政官や技術者に広く共有されることが期待されます。

(2) 平成 17 年度「中国留学生支援無償(JDS)」及び「第 2 次黄河中流域保全林造成計画(第四期)」にかかる E/N 署名式が行われる

6 月 6 日午後、平成 17 年度中国留学生支援無償及び第 2 次黄河中流域保全林造成計画(第四期)にかかる E/N 署名式が中国の商務部にて行われました。署名式において阿南惟茂大使と易小準部長助理が双方の政府代表として交換公文に署名しました。

留学生支援無償(JDS)は中国において、社会・経済発展上の諸課題を解決するための政策の立案実施に関わり、中国の 21 世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官を中心

とする人材育成であり、引いては各留学生が日本との二国間関係の良き理解者として両国間の基盤の拡大と強化に貢献することを目的としている人材育成事業です。同事業では、2002年度開始されてから本年度で第4期になります。これまで同事業を通じて日本に留学した人の合計は126名であり、本年度の受入計画(43名)を含めて合計169名になります。同事業の主な募集対象者は中央と地方政府(各省及び直轄市)の行政官(22歳以上40歳未満、行政官としての勤務経験は3年以上を有する)としており、専門分野の設置は中国の持続的な経済発展、WTO対応、内陸部開発などのための社会体制基盤整備に係る人材育成を主眼に、法律、経済、国際関係、経営、公共政策及び医療行政としています。一方、「第2次黄河中流域保全林造成計画(第四期)」は山西省(吉県、大寧県、蒲県、隰県)において5期にわたって保全林造成を行うもので、平成14年度に開始され、現在第3期工事が実施されているところです。同プロジェクトはモデル的な保全林造成を通じて、黄河中流域の土砂流出を抑制し、生態系保全及び農牧民、林業従事者の生活条件の改善を図るプロジェクトです。

署名式に先立つ会見において、易部長助理は、長年の日本政府の無償資金協力は中国の改革開放と経済・社会の発展に役に立ってきた、として感謝の意を表明しました。また、留学生支援無償事業は、ハイレベルの行政管理人材を育成するプログラムであり、日中両国の経済関係、ひいては健全な両国関係の発展に資すると期待されること、植林無償は、中国の最重要課題の一つである生態系の保全に資するものであり重要であること等を指摘し、同分野の協力が今後とも強化されることを期待する旨述べました。これに対し阿南大使は、現在の日中関係は様々な課題に直面しているが、両国の協力関係を推進することは、その課題解決の観点からも重要であること、青年交流や植林分野などでの人材育成にかかる協力は重要であり、中国の経済発展に伴い将来無償資金協力が終了しても、何らかの形で協力を継続していく必要があると考えていること等を指摘しました。

なお、この署名式の模様は6月6日の「新華網(ネット)」、6月7日付けの「人民日報」等により報道されました。

(3)重慶モノレール開業式が行われる

JICAが1993年にF/S調査を実施し、日本の円借款により建設された中国初のモノレールの開通式典が、6月18日に重慶市にて盛大に開催されました。中国側からは、王鴻拳重慶特別市市長、汪光焘国家建設部長(大臣)をはじめ多数の関係者が、また、日本側からは、富田重慶総領事、岩村国土交通省事務次官、吉田JBICアジア・大洋州外事審議役のほか、本プロジェクトに関わった多数の民間企業等の関係者が参加しました(JICAからは木村中国事務所長等が出席)。

重慶モノレール2号線(重慶市で1号線は都市計画に計画されているが、実際には建設されていない。)は、日本の技術を利用した、中国において初めての都市交通としてのモノレールシステムであり、経済発展に不可欠な交通インフラの一翼として機能するのみならず、山間の地で人口約3000万人を抱える重慶において、交通渋滞の緩和と大気汚染改善に役立つことが期待されています。

(4)「独禁法第2回立法研究会」が開催される

6月23日から24日までの2日間、技術協力プロジェクト「経済法・企業法整備プロジェクト」において、商務部条約法律司等、中国の独占禁止法の立法作業に係る行政官を対象とする独占



禁止法研究会が北京市内で開催されました。

研究会では、日本側から専門家として参加した大学教授、公正取引委員会の有識者が、カルテルの適用除外、企業結合、市場支配的地位の濫用等について、日本、米国及びEU間の比較法研究の観点から講演を行い、出席者の間で活発な質疑応答が行われました。また、法律制定後の施行段階の諸課題について検討しつつ立法作業を進めることができるよう、中国側に対して日本の独占禁止法のガイドライン等、

関連資料を提供しました。

上記プロジェクトでは、今後も、独占禁止法の立法過程において生じる検討課題について中国側と協議し、同様の研究会等を開催することになっています。また、日本の独占禁止法の紹介及び競争政策に関する日本の関係当局との意見交換等を目的とした立法関係者対象の訪日研修も予定されています。

2. 人の動き

主な調査団(派遣中・派遣予定) (7月)

- ア. 青海省環西寧圏総合観光開発計画調査(開発調査・本格調査、3/24—7/31)
- イ. 水利権制度整備調査(開発調査・本格調査、4/27-10/30)
- ウ. 第2次黄河中流域保全林造成計画(無償資金協力・実施促進、5/9—12月上旬)
- エ. 新疆トルファン盆地における持続的地下水資源利用調査(開発調査・本格調査、5/11—10/11)
- オ. 西部開発金融調査(開発調査・本格調査、5/18-7/16)
- カ. 雲南省小江流域総合土砂災害対策及び自然環境修復計画調査(開発調査・本格調査、5/15—12/30)
- キ. 貴州省道真県・雷山県総合貧困対策プロジェクト事前調査 (技術協力プロジェクト、6/27—7/9)

3. 今月の行事等

- 1. 7月1日 国別研修「西部国土開発」訪日前説明会
- 2. 7月5日 日中林業生態研修センター計画 合同調整委員会
- 3. 7月8日 無償留学生研修員帰国報告会
- 4. 7月13日 青年海外協力隊平成17年度一次隊員着任
- 5. 7月23日—30日 ODA 民間モニター訪中
- 6. 7月23—28日 青年海外協力隊隊員総会

4. 中国の動き

(1) 今月の数字

189 名

この数字は、2003 年から今年始めまでの 2 年間で、北京市検察院が捜査した、処級(「処」は日本の「課」に該当)以上の官員によるわいろ、公金流用等の職務犯罪の件数です。一方、金額が 100 万元以上の重大案件の職務犯罪数は、同じ期間で 517 件とのこと。

わいろ、公金流用、補償のない土地の収用等が暴動につながる事例が時折一部マスコミにより報道されており、中国政府も汚職の取り締まりを懸命に進めています。上記の数字も、検察院の活動の成果を示すものですが、逆に言うともまだこんなにも汚職が多いということ。別の発表では、北京検察による 2004 年の職務犯罪捜査件数 307 件により回復した経済損失は 4.6 億元(約 60 億円)にも上るとのことで、問題の深刻さにあらためて驚かされます。

(China Info 中国最新情報 6/28 に掲載された 6/22 付け新京報和文要約版を参考に記述)

(2) トピックス

全国の裁判所、知的財産権をめぐる案件を次々判決

国家知的財産権保護作業グループの主任、商務部の張志剛副部長は、6 月 28 日の記者会見において、今年の 1-5 月に、知的財産権保護に係る刑事裁判、民事裁判及び行政裁判は大きな進展を遂げ、裁判所は知財権裁判において役割を十分に発揮し、法律に基づいて大量の知財権をめぐる案件を判決したことを明らかにしました。同副部長によれば、今年の 1-5 月に全国の裁判所は知財権侵害案件、偽者の生産・販売案件及び違法経営犯罪案件を 1,280(昨年比 23.19%増)件受理し、1,061 件(昨年比 28.29%増)が結審したとのこと。

一方日本の経済産業省が中国国内で製品の販売などを手がける日本企業を対象に初めて実施した知財権侵害に関するアンケート調査によれば、企業の半数が被害を受け現地の工商管理局などの行政機関に救済申請していることが判明しました。救済申請した場合の処分率は 95%と高率ですが、処分決定後に長期間実際の執行がなされないケースが多いとの事です。

知財権保護に係る法制度整備は、特に WTO 加盟以降急速に進められており、商務部副部長の発表にもあるとおり成果が上がりつつありますが、法の執行面ではまだ課題が多いと言えます。JICA は、これまでも国別研修を中心に知財権保護に関する中国の取り組みを支援してきましたが、今後とも、JETRO 等との連携を図りつつ、効果的に協力を実施していく考えです。

以 上